

アクセシビリティ・ガイドライン（素案）
第1・2章の検討状況について

ガイドラインの作成に当たっては、以下の通り、検討会とワーキングの機会を活用して段階的にブラッシュアップしていく形で進める。

第2回検討会

2024年11月29日

第1・2章

ガイドラインの
考え方の検討

- ・ 構成（目次含む）
- ・ 基本原則
- ・ 基準設定の考え方

第3～5章

特に今回ご意見いただき
きたい事項

検討結果を踏
まえて素案を
ブラッシュ
アップ

第2回ワーキング

2024年12月20日

第3～5章

ガイドライン素案
について議論

施設整備
(共用空間・庭園・建築物)

サービス

交通アクセス

素案を
ベースに
案を作成

第3回検討会

2025年2月21日

全体

ガイドライン案
の検討

ガイドラインの考え方

施設整備
(共用空間・庭園・建築物)

サービス

交通アクセス

など

アクセシビリティ・ガイドライン

第1章. はじめに

ガイドラインの目的、本博覧会におけるアクセシビリティの実施方針、基本原則及び遵守すべき法を示す。

第2章. ガイドラインの考え方

ガイドラインの適用範囲、基準の考え方等を示す。

第3章. 施設整備に関する項目と解説

共用空間、庭園、建築物等、博覧会会場内の施設設計のためのアクセシビリティに関する計画条件等について、具体的なガイドラインを示す。

第4章. サービス（運営）に関する項目と解説

来場者サービス全般、情報伝達ツール、施設別サービスの具体的なガイドラインを示す。

第5章. 交通アクセスに関する項目と解説

※別冊にすることについて検討中

博覧会会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設と移動具（車両等）、交通情報提供設備等の具体的なガイドラインを示す。

第6章. ガイドラインの運用・手続き

開催者・参加者に対して、ガイドラインの運用及び手続方法を示す。

第7章. 引用文献・参考資料等

ガイドラインの内容に関連する文献及び参考資料等を示す。

第1章の構成

第1章. はじめに

1.1 本ガイドラインの目的

第1回検討会 提示済み

1.2 2027年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）における本ガイドラインの位置づけ
1) ユニバーサルデザイン計画（会場計画）
2) ユニバーサルサービスの提供（運営計画）

第1回検討会 提示済み

1.3 ガイドライン策定にあたっての考え方
1) ガイドラインの策定方針
2) 本ガイドラインの背景となる基本原則
3) 2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会の設置

第1回検討会 提示済み

今回ご議論事項

1.4 ガイドラインの構成

第1回検討会 提示済み

1.5 法遵守等

第1回検討会 提示済み



■ 基本原則設定の考え方について

【アクセシビリティとインクルージョンの基本原則】

- IPCアクセシビリティガイドの作成においては、「アクセシビリティとインクルージョンの基本原則」を定め、「公平」、「尊厳」、「機能性の確保」の3つの原則を示している。
- これらの原則は、Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドライン、2025年日本国際博覧会の各種ユニバーサルデザインガイドラインにも引き継がれており、本ガイドラインでも同様の基本原則を定めるものとする。

アクセシビリティと
インクルージョンの
基本原則

基本原則1：公平

個人の身体的・機能的な能力にかかわらず、すべての人々が同じ体験ができ、かつ、同じ水準のサービスを受けられること

基本原則2：尊厳

施設の運営やサービスの提供方法が、利用する多様な人々を尊重し、個人の尊厳を損なわないこと。

基本原則3：機能性の確保

サービスや施設の機能が、障害のある人を含むすべての関連するグループの固有のニーズを満たす「目的に合った」ものにすること。

■国際園芸博覧会運営における基本的な取組姿勢

- 障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、**障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わない**よう徹底し、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「**障害の社会モデル**」を**すべての人が理解することが重要**です。
- ユニバーサルデザイン2020行動計画（内閣府）では、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして以下の3点を挙げており、**国際園芸博覧会においても博覧会運営に携わるすべての人が意識して取り組むべき事項**として示します。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

第2章. ガイドラインの考え方

2.1 ガイドラインの適用範囲

第1回検討会 提示済み

2.2 基準の考え方

今回ご議論事項



■基準設定の考え方について

基準設定に関する第1回検討会意見

- 「望ましい」基準は配慮されない可能性が高く、整備水準の向上につながらないので、基準を一本化できないか。
- 標準基準と推奨基準の順序を入れ替え、**推奨基準を基本水準として**、それができない場合でも**最低基準を満たす**ように、という言い方にできないか。

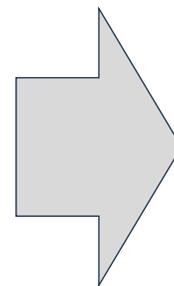
第1回検討会で示した内容

「標準基準」

「～すること」「～しなければならない」事項を示し、法的拘束力の有無にかかわらず、遵守すべき基準とする。なお、法令で定める事項は明示するものとする。

「推奨基準」

「～することが望ましい。」事項を示し、より安全かつ円滑な移動等の実現とともに、来場者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましい基準とする。



順序を入れ替

今回の提案内容

「推奨基準」

「～することが望ましい」事項を示し、安全かつ円滑な移動等の実現とともに、来場者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えるために**推奨する基準**とする。

「標準基準」

「～しなければならない」「～すること」事項を示し、法的拘束力の有無にかかわらず、**遵守すべき基準**とする。なお、法令で定める事項は明示するものとする。